

庁名 前橋地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を電子・現金納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要。	備 考
		郵便切手の場合								
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8	10	5	5	5	5	6000円	6000円 (※郵便料を電子・現金納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名の場合の額 【郵便切手で納付する場合】 当事者が1名増すごとに2440円分を追加 (内訳)500円4枚 110円4枚 ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、追加分の提出の必要はありません。 【電子・現金納付する場合】 当事者が1名増すごとに2000円を追加
	少額訴訟	※通常訴訟と同じ							※通常訴訟と同じ	※通常訴訟と同じ
民事調停	民事調停		3			4	10	510円	3000円 (※郵便料を電子・現金納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、相手方が1名の場合の額 【郵便切手で納付する場合】 相手方が1名増すごとに510円分を追加 (内訳)110円3枚 20円4枚 10円10枚 【電子・現金納付する場合】 相手方が1名増すごとに2000円を追加
支払督促	支払督促	2	2					1220円	6000円 (※郵便料を電子・現金納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、債務者が1名の場合の額 【郵便切手で納付する場合】 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳)500円2枚 110円2枚 ただし、左記の郵便切手の場合の合計額は、郵便物の重さに応じて変わりますので、郵便切手の追納をお願いする場合があります(目安としては、請求の趣旨及び原因のページが6枚以上の場合。)。また、送達結果のお知らせを必要とする場合は別途110円1枚又は85円はがき1枚を提出してください。 【電子・現金納付する場合】 債務者が1名増すごとに2000円を追加